岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年２月24日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第４号

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（管理地区の区域内における許可を要しない行為） 第15条　条例第24条第９項第２号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 （１）　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ヌ　［略］ ネ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。 ノ～ヤ　［略］ （２）～(11)　［略］ （立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為） 第17条　条例第25条第４項第２号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 （１）～（５）　［略］ （６）　電気事業法第２条第１項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第２条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第２条第４項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第２条第６項に規定する工業用水道施設の保安のための行為 （７）～（９）　［略］	（管理地区の区域内における許可を要しない行為） 第15条　条例第24条第９項第２号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 （１）　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ヌ　［略］ ネ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。 ノ～ヤ　［略］ （２）～(11)　［略］ （立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為） 第17条　条例第25条第４項第２号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 （１）～（５）　［略］ （６）　電気事業法第２条第１項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第２条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第２条第４項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第２条第６項に規定する工業用水道施設の保安のための行為 （７）～（９）　［略］
2	（捕獲等の禁止の適用除外） 第４条　条例第11条第２号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。 （１）～（３）　［略］ （４）　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。 ア～ニ　［略］ ヌ　水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の	（捕獲等の禁止の適用除外） 第４条　条例第11条第２号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。 （１）～（３）　［略］ （４）　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。 ア～ニ　［略］ ヌ　水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の

設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第２条第４項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為 ネ～ヒ　［略］	設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第11項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第２条第４項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為 ネ～ヒ　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表２の項の改正部分は、平成29年４月１日から施行する。